

「車高規制の見直し案（道路交通法施行令の一部を改正する政令試案）」 に対する意見の募集の結果について

警察庁は、平成15年12月26日から平成16年1月22日までの間、「車高規制の見直し案（道路交通法施行令の一部を改正する政令試案）」に対する意見の募集を行いました。頂いた御意見の要旨及びそれに対する警察庁の考え方を以下のとおりまとめましたので、公表いたします。

1 意見の総数

188通（FAX 108通、電子メール 78通、郵送 2通）

【内訳】

政令試案に賛成	170通（90%）
政令試案に反対	11通（6%）
その他	7通（4%）

2 頂いた御意見の要旨とそれに対する警察庁の考え方

(1) 政令試案に賛成する御意見

- ・ 物流の効率化、稼働車両数の削減に伴う交通渋滞の緩和、排出ガスの削減等による環境改善等に資する。

(2) 政令試案に反対する御意見（複数回答）

- ・ 大型車の後方を走る際、前方の信号機等が一段と見にくくなる。（9件）
- ・ 車両の大型化により、横転時の被害の拡大や追突事故死亡率の上昇が懸念される。（3件）

(3) 警察庁の考え方

十分な車間距離を保って走行することにより、信号機等の見落としを防止することができると考えられます。

また、新制度の実施に当たっては、違法走行車両を減少させるため、国土交通省と連携し、民間事業者に自主的な取組みの強化を求めるとしており、法令の遵守と安全性の確保を図ります。

御協力ありがとうございました。